

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する

吸収合併に関する事後備置書類

2021 年 7 月 1 日

K Y B 株式会社

代表取締役社長 大野 雅生 印

原本に相違ありません。

2021年7月1日

当社とカヤバシステムマシナリー株式会社との吸収合併に関する事項

東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル
KYB株式会社
代表取締役社長 大野 雅生

当社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）とカヤバシステムマシナリー株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2021年7月1日（吸収合併の効力発生日）をもって、吸収合併（以下「本件合併」といいます。）いたしました。本件合併に関する事項につき下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年7月1日

2. 吸収合併消滅会社の手続の経過

- ①会社法 784 条の 2 の規定による請求をされた株主はありませんでした。
- ②本件合併に関し、会社法 785 条に基づく株式買取請求権を行使することができる株主は存在しません。
- ③本件合併に関し、会社法 787 条に基づく新株予約権買取請求権を行使することができる新株予約権者は存在しません。
- ④会社法 789 条の規定により、2021 年 5 月 25 日付で官報公告及び知れている債権者への各別の催告をいたしましたが、異議申述期限の 2021 年 6 月 25 日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社の手続の経過

- ①会社法 796 条の 2 の規定による請求をされた株主はありませんでした。
- ②会社法 797 条、社債、株式等の振替に関する法律 155 条 2 項及び 161 条 2 項の規定により、株主に対し、2021 年 5 月 25 日付で電子公告いたしました。株式の買取請求をされた株主はありませんでした。
- ③会社法 799 条の規定により、2021 年 5 月 25 日付で官報公告及び電子公告をいたしましたが、異議申述期限の 2021 年 6 月 25 日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

4. 本件合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

本件合併により、吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社から、吸収合併消滅会社が有する資産、負債その他一切の権利義務を引き継ぎました。吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ、384 百万円、8,667 百万円です。

5. 会社法 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

6. 会社法 921 条の変更の登記をした日
2021 年 7 月 2 日（予定）

6. その他吸収合併に関する重要な事項

本件合併に際して、吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社の株主に対し、株式その他金銭等の交付は行いませんでした。

以上